

平成29年度に改定を予定している計画について

	計画の名称	計画期間	計画改定の趣旨・目的
資料6-1	徳島県医療費適正化計画	平成30年度～ 平成35年度	県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図るため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-2	徳島県保健医療計画	平成30年度～ 平成35年度	医療機能の分化・連携を推進し、良質かつ適切な保健医療を提供できる体制の確保を図るため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-3	健康徳島21	平成30年度～ 平成35年度	健康づくり対策を総合的かつ計画的に推進するため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-4	徳島県がん対策推進計画	平成30年度～ 平成35年度	がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-5	徳島県歯科口腔保健推進計画	平成30年度～ 平成35年度	歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-6	徳島県アルコール健康障がい対策推進計画	平成30年度～ 平成35年度	アルコール健康障がい対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-7	徳島県肝炎対策推進計画	平成30年度～ 平成35年度	肝炎対策のより一層の推進を図るため、今後6か年の計画を策定する。
資料6-8	徳島県感染症予防計画	平成30年度～ 5か年程度	平成29年3月の国の「感染症予防基本指針」改正に伴い、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るため、計画を策定する。
資料6-9	とくしま高齢者いきいきプラン	平成30年度～ 平成32年度	地域包括ケアシステムの構築をはじめとする本県の高齢者保健福祉行政の大きな方向性を示すため、今後3か年の計画を策定する。
資料6-10	徳島県障がい者施策基本計画	平成30年度～ 平成35年度	本県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後6か年の計画を策定する。

「徳島県医療費適正化計画」の第3期改定について

1 改定の趣旨

国民皆保険制度を持続可能なものとするため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、第2期医療費適正化計画（平成25年度から平成29年度まで）を策定している。

平成28年11月に国が示した基本方針の改正を踏まえ、第3期医療費適正化計画を策定する。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度まで（6年間）

3 方針

県民生活の維持向上を確保しながら、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な推進」に関する目標を定め、医療費の伸びの抑制につなげることを目指す。

なお、これらの目標については、県の他の計画と調和を図る。

4 計画の骨子（主な内容）

（1）県民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 特定健康診査の受診率（70%以上）
- ② 特定保健指導の実施率（45%以上）
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ④ 生活習慣病の重症化予防など

（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 後発医薬品の数量シェア（80%以上）
- ② 医薬品の適正使用

5 改定時期

平成30年3月

徳島県保健医療計画の第7次改定について

1 計画改定の趣旨

医療機能の分化・連携を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療法第30条の4に基づき、徳島県保健医療計画（第6次改定）を策定している。

現計画（第6次改定）の策定から5年が経過し、急速な高齢化の進展による医療需要の急増が見込まれる中、県民にとって過不足のない医療サービスを提供するため、徳島県保健医療計画の第7次改定を行うこととした。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度まで（6年間）

3 基本理念

行き場のない患者を生み出さず、全ての患者の状態に適応した医療・介護サービスが提供される徳島づくり

4 計画の骨子（主な内容）

(1) 5疾病・5事業及び在宅医療の確保の目標及び医療連携体制

※5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

※5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

(2) 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進

(3) 地域医療構想

(4) 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進

(5) 病床の機能に関する情報の提供の推進

(6) 医療従事者の確保

(7) 医療の安全の確保

(8) 病床の整備を図るべき区域の設定、基準病床数 など

5 改定時期

平成30年3月

健康徳島 21 の改定について

1 計画改定の趣旨

急速な高齢化とともに、生活習慣病の増加により働き盛り世代の死亡や要介護者の増加が深刻な社会問題となっており、いかに「健康寿命」を延伸し、生活の質の向上を図っていくかが大きな課題となっている。

そこで、本県の生活習慣病対策をはじめ、県民の健康増進を進めていくことで、健康寿命の延伸と、すべての県民が共に支え合い、心身ともに健康で幸せに暮らせる徳島づくりを目指す。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間
3 年後を目途に中間評価を行う。

3 基本理念

すべての県民が共に支え合い、心身ともに健康で幸せに暮らせる徳島づくり

4 計画の骨子（主な内容）

- （1）健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- （2）生活習慣病の発症予防と重症化予防
- （3）社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- （4）健康を支え、守るための社会環境の整備
- （5）栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

※改定にあたり追加する内容

- ・がん対策：職域におけるがん検診受診促進
- ・糖尿病：重症化予防対策
- ・高齢者：要介護予防の取組推進（*ロコモティブシンドローム・低栄養等）
*ロコモティブシンドロームとは、加齢に伴う筋力の低下や骨格系の病気、骨粗鬆症などにより運動器の機能が衰えて要介護状態になったり、そのリスクが高い状態。

5 改定時期

平成 30 年 3 月（予定）

徳島県がん対策推進計画の改定について

1 計画改定の趣旨

がんは昭和 56 年以来、本県の死亡原因の第 1 位であり、年間約 2、500 人もの県民ががんで死亡しており、がん対策を総合的に推進するため、がん対策推進計画を策定していたが、現行の計画が今年度末で終了することに伴い、徳島県がん対策推進計画を改定するものである。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間
3 年後を目途に中間評価を行う。

3 基本理念

がん対策基本法第 12 条に基づき、国が今年度中に策定する予定であるがん対策推進基本計画を基本とし、本県の状況や独自性を取り入れ、がん対策を総合的に推進するため、現行の計画の進捗状況を確認するとともに、現状を踏まえた実効性のある計画として改定する。

- (1) がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備
- (2) がん対策が保健、福祉、雇用、教育等の関係施策との連携に配慮し、総合的にがん対策が実施されること

4 計画の骨子（主な内容）

(1) がんの予防

- ・生活習慣等による一次予防
- ・がん検診及び精密検診の早期発見による二次予防
- ・職域におけるがん検診について

(2) がんの治療

- ・がん診療拠点病院等との連携によるがん医療提供体制の推進
- ・小児、*A Y A 世代、高齢者の世代に応じたがん医療の充実
*Adolescent and Young Adultの略で思春期、若年成人期の世代（15歳以上40歳未満）
- ・がん登録
- ・がんゲノム医療

(3) がんとの共生

- ・がんと診断されたときからの緩和ケア
- ・がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- ・ライフステージに応じたがん対策

5 改定時期

平成 30 年 3 月（予定）

徳島県歯科口腔保健推進計画の改定について

1 計画改定の趣旨

歯と口腔の健康は、健康な生活を送るための基礎となるほか、全身の健康と深い関わりがある。歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与するため、必要な事項を定めた計画を策定する。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間
3 年後を目途に中間評価を行う。

3 基本方針・基本目標

基本方針（１） ライフステージ等に応じた歯と口腔の健康づくりの推進

（２） 歯と口腔の健康づくり推進のための環境整備・連携推進

基本目標：歯と口腔の健康づくりで生涯健康とくしまの実現を目指す

（１） 健康水準目標

（２） 行動目標

（３） 環境整備目標

4 計画の骨子（主な内容）

（１） 歯と口腔の健康づくりの現状と課題

（２） 目指す歯と口腔の健康づくりの方向性

（３） 歯と口腔の健康づくりの施策

・成人期におけるう蝕・歯周病対策

・※オーラルフレイル

・医科歯科連携、在宅医療等における多職種連携

・歯科口腔保健を通じた食育の取組の推進

※オーラルフレイル：加齢による口腔機能の低下により、心身の活力が低下し、
生活機能障害、要介護状態等の危険性が高くなること。

（４） 計画の推進体制

（５） 関係者・団体等の役割

5 改定の時期

平成 30 年 3 月（予定）

徳島県アルコール健康障がい対策推進計画の改定について

1 計画改定の趣旨

アルコール健康障がい対策に関する施策を推進するために策定している現行計画を、平成 28 年度に実施した「県民健康栄養調査」の集計分析結果を踏まえ、実情に即応した施策展開を図るため、計画の改定を行う。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間
3 年後を目途に中間評価を行う。

3 基本理念

すべての県民がアルコールに関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる健康で幸せに暮らせる徳島づくり

4 計画の骨子（主な内容）

（１） 各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

①発生予防

正しい知識の普及啓発と、不適切な飲酒の誘引防止を図る。

※「依存症」は誰もがなり得る「疾患」であることを周知

②進行防止

早期発見・早期介入の推進と、相談支援体制や医療機関連携体制の強化を行う。

③再発防止

自助グループとの連携推進や、社会復帰のための支援を行う。

（２） 切れ目のない支援体制の整備

①地域における相談機関

・ 依存症相談員の配置及び相談窓口の設置

②一般かかりつけ医療機関

・ 日頃からかかりつけの医療機関

③専門医療機関

・ 専門医療機関及び治療拠点となる拠点医療機関の選定

・ 集団治療回復プログラムの実施

④ネットワークの構築

・ 関係機関によるネットワーク会議等を設置

5 改定時期

平成 30 年 3 月（予定）

徳島県肝炎対策推進計画の改定について

1 計画改定の趣旨

現計画は、「肝炎対策基本法」及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、平成25年3月に策定した。中間年である平成27年度には、計画の進捗状況について、評価・見直しを行い、総合的な肝炎対策を推進してきた。

同計画の最終年にあたる今年度、国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年6月30日改定）を踏まえ、肝炎対策推進計画を改定する。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間
3年を目途に中間評価を行う。

3 基本的な方針

肝炎の予防と早期発見、安心して治療が受けられる社会の実現を図るため、本県の実情を踏まえ受検・受診・受療を促進するなど、関係機関と連携し、総合的な肝炎対策を行う。

4 計画の骨子（主な内容）

（1）計画策定の基本的事項

- ・国の取組み
- ・徳島県の取組み
- ・本計画の見直し及び評価等

（2）本県の状況

- ・県内での肝炎ウイルス検査数
- ・肝炎治療医療費助成事業の受給者認定状況 等

（3）肝炎対策の基本的な考え方

（4）各施策について

- ・正しい知識の普及啓発
就労支援の体制整備
- ・肝炎ウイルス検査の受検促進
職域との連携による受検機会の拡充
- ・肝疾患医療体制の整備
人材育成（肝炎医療コーディネーター）の強化
陽性者フォローアップ体制の整備、推進
徳大肝疾患相談室との連携強化

5 改定時期

平成30年3月（予定）

徳島県感染症予防計画の改定について

1 計画改定の趣旨

徳島県感染症予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条第1項の規定に基づき、国が定めた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即して作成した計画である。

同計画は、平成26年11月の法改正や平成29年3月の国の基本指針改正等を踏まえ改定するものである。

2 計画期間

平成30年4月から

※少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認めたときは、これを変更するものとする。

3 基本的な方針

感染症の予防のための施策の実施に関する基本的な計画であり、感染症の発生の予防及びまん延防止を目的とし、法及び基本指針に基づき、感染症の患者等の人権を尊重し、地域の実情に即した感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

4 計画の骨子（主な内容）

新たな感染症の追加や制度の創設等の感染症法や基本指針の改正を踏まえるとともに、本県の実情に即した計画に改定する。

○感染症法の改正（平成26年度）

- ・ 鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）の二類感染症への追加
- ・ 感染症の患者等に対して検体の採取等、医療機関に対して検体の提出等を要請する制度の創設 等

○基本指針の改正（平成28年度）

- ・ 感染症法の改正を踏まえた指針の改正
- ・ 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 等

○地域の実情に即した感染症対策

- ・ 医師、獣医師等が連携して取り組むOne Health（ワンヘルス）の観点を追加
- ・ マダニ媒介感染症（SFTSや日本紅斑熱）や蚊媒介感染症などの動物由来感染症への協力体制の充実を追加
- ・ 災害防疫として、「徳島県災害感染症専門チーム」による感染対策を追加

5 改定時期

平成30年3月（予定）

とくしま高齢者いきいきプラン（第 7 期徳島県高齢者保健福祉
計画・介護保険事業支援計画）の改定について

1 計画改定の趣旨

「とくしま高齢者いきいきプラン」は、「老人福祉法」に基づく「老人福祉計画」と「介護保険法」に基づく「介護保険事業支援計画」を一体のものとして策定し、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するもの。

「高齢者保健福祉圏」を設定し、市町村の「老人福祉計画」及び「第 7 期介護保険事業計画」との整合性を図りながら、圏域ごとの介護サービス見込量や施設整備等の定員総数を定めるとともに、高齢者保健福祉に係る各種施策の推進方策を示す。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度（3 年間）

3 基本理念

地域を支える高齢者から広がる“笑顔あふれるとくしま”の実現

4 計画の骨子（主な内容）

地域包括ケアシステムの構築を目指し

- I 笑顔あふれる“いきがい”づくり
 - 健康づくり・介護予防活動の推進
 - いきがいづくり・社会参加の推進 等

- II 元気で生涯活躍の地域づくり
 - 高齢者が住みやすい地域づくり
 - 在宅医療・介護連携の推進 等

- III 安心の介護サービス体制づくり
 - 市町村が推計した介護サービス見込み量の集計
 - 介護給付適正化の推進 等

5 改定時期

平成 30 年 3 月

「徳島県障がい者施策基本計画」（仮称）の改定について

1 計画改定の趣旨

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進を図ることを目的とする「障がい者施策基本計画」及び障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的とする「障がい福祉計画」並びに新たに策定が必要となった「障がい児福祉計画」について、各計画の総合的な調和を図り、更に平成 28 年度に全面施行した「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画と位置づけるため、これらを一本化した計画として改定する。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間
計画 3 年目に中間見直しを行う。

3 計画の基本理念及び重点項目

基本理念：「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」

重点項目：基本理念に基づき、特に重点的に取り組む項目として次の 4 項目を設定

- 地域で安心して暮らせる環境づくり
- 地域社会における「心のバリアフリー」の促進
- 障がい者の自立と社会参加の促進
- 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

4 計画の骨子（主な内容）

- ・防災・防犯等の推進
- ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ・雇用・就業、経済的自立の支援
- ・オリパラを見据えた文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ・自立した生活の支援・意思決定支援の推進 など

5 改定時期

平成 30 年 3 月

